

決 議

我が国固有の領土である我々の故郷北方四島が、ソ連によって不法占拠されてから六十五年目を迎えた。今なお、北方領土問題が解決を見ていないことは極めて遺憾である。

また、北方領土問題が未解決であることにより、元島民及び後継者が被ってきた不利益は計り知れないものがある。

よって、我々は政府に対し、早急に次の措置を講ずるよう強く要望する。

一、元島民の悲願である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の早期一括返還の実現を強く求める。

我々元島民の「もう待つてはいられない」という切なる想いを真摯に受け止め、従来にも勝る強力な外交交渉を展開し、北方領土問題解決の具体的かつ実質的な前進を図ること。

一、元島民が北方四島に残してきた財産は、日本の領土に所在するものでありながら、六十有余年に亘り利用や活用ができない状態に置かれ、それに伴う不利益が多大になっていることに鑑み、「財産権の不行使に対する損失」について、早急に直接的補償措置を講ずること。

一、ロシアが提唱する北方領土における共同経済活動は、日本の主権及び元島民の財産権を侵害するおそれがあるので、行わないこと。

一、人道上の観点から実施されている北方領土への墓参及び自由訪問の円滑な実施を図ること。

一、元島民の高齢化に伴い、北方領土返還要求運動の担い手となるべき後継者の育成強化が急務となっていることに鑑み、元島民後継者育成に必要な施策の充実を図ること。

右決議する。

平成二十二年五月二十四日

平成二十二年度通常総会

社団法人千島歯舞諸島居住者連盟